

桶川市交通安全をすすめる会補助金交付要綱

(令和2年10月6日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会の交通安全思想の普及及び交通道德の向上を図るため、桶川市交通安全をすすめる会（以下「すすめる会」という。）に対し桶川市交通安全をすすめる会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、すすめる会が行う事務事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助事業の運営に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第4条 すすめる会は、補助金の交付を受けようとするときは、規程第3条の申請書を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、その旨をすすめる会に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 すすめる会は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けたときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、すすめる会に補助金の全部を概算払により交付する。

(実績報告)

第7条 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けたすすめる会は、補助事業の実績について、事業完了後速やかに、規程第6条第1項第1号の実績報告書を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、その旨をすすめる会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額（次条において「確定額」という。）が交付の決定をした額と同額であるときは、同項の規定による通知を省略することができる。

(返還)

第9条 市長は、第6条第2項の規定により交付した補助金の額が確定額を超えているときは、その差額の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度以降の補助金について適用する。